

建設業許可が更新されたときの届出

1 届出が必要な事業者

建設業許可が更新されたときは、鳥取県知事への届出が必要です。

2 手続きに必要な書類

書類	部数	備考
電気工事業変更届出書	1	※押印は不要です。
建設業許可通知の写し	1	
電気工事士免状の写し	1	主任電気工事士が所持する電気工事士免状の写しを貼付してください。第一種電気工事士の場合は、受講記録欄の写しもあわせて貼付してください。

3 手数料

無料

4 提出期限

建設業許可の更新がなされた後、速やかに提出してください。

5 届出の方法

届出に必要な書類を、次の届出先に郵送または持参してください。

(郵送の場合で確実な配達を希望するときは、簡易書留などをご検討ください。)

FAXや電子メールでも受け付けます。

鳥取県危機管理局消防防災課
〒680-8570
鳥取市東町一丁目271番地
電話 0857-26-7063
FAX 0857-26-8139
電子メール shoubou@pref.tottori.lg.jp

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

電気工事業に係る変更届出書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

住 所 〒

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

連絡先電話番号

電気工事業の開始に伴う届出事項について変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

年 月 日

許可（ - ）第 号

2 変更事項の内容

従前の内容	変更後の内容
年 月 日 許可（ - ）第 号	年 月 日 許可（ - ）第 号

3 変更の年月日

年 月 日

4 変更の理由

建設業許可更新のため

（備考）1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

〔添付書類〕

電気工事士免状の写し

氏名欄の写しを貼付してください。

第一種電気工事士の方は、法定講習の受講記録欄を貼付してください。

※第一種電気工事士免状の交付を受けている方は、講習の受講履歴欄の写しも貼付してください。